

REGZA

# グリーン調達ガイドライン

(1.4版)



2021年3月1日

TVS REGZA 株式会社

## 目 次

1. はじめに
2. TVS REGZA 株式会社の環境基本方針
  2. 1 環境経営の推進
  2. 2 環境調和型製品・サービスの提供と事業活動での環境負荷低減
  2. 3 地球内企業として
3. 本ガイドラインの趣旨
4. TVS REGZA 株式会社のグリーン調達基準
  4. 1 環境管理システム（EMS）の構築
  4. 2 TVS REGZA 株式会社 環境関連物質リスト
5. 調達取引先様へのお願い事項
  5. 1 調達取引先様での環境保全の推進
  5. 2 環境負荷の小さい製品・部品・材料等の供給
  5. 3 調達品の環境品質確保のための契約の締結
  5. 4 各種調査への協力
    5. 4. 1 調達取引先様の環境保全活動の調査
    5. 4. 2 調達取引先様の化学物質管理体制に関する
    5. 4. 3 調査調達品の含有化学物質（群）に関する調査

添付資料 TVS REGZA 株式会社 環境関連物質リスト

（別表1）ランクA：禁止物質（群）

（別表2）包装材への含有を禁止する物質

（別表3）ランクB：管理物質（群）

## 1. はじめに

TVS REGZA 株式会社ではCSR（企業の社会的責任）活動を進めており、この重要な柱の一つとして環境経営を推進しています。TVS REGZA では環境基本方針を定め、すべての事業プロセス・すべての製品において、“豊かな価値の創造”と“地球との共生”を一体とした環境配慮に取り組みます。

このような考えのもと、私たちが取り組むべき課題は多種多様ですが、製品を「つくる」段階から、お客様が「つかう」段階、そして役割を果たした後に再び資源として「いかす かえす」段階まで、様々な環境影響を製品のライフサイクル全体で総合的に評価する必要があります。TVS REGZA では「つくる」段階での取り組みのひとつとして、グリーン調達を推進しています。

グリーン調達とは、積極的に環境保全を推進している調達取引先様から、環境負荷の小さい製品・部品・材料等を調達することです。有害化学物質等の環境負荷・リスクの低減を考慮した事業活動を進めるためには、サプライチェーン全体にわたる活動が不可欠であり、ビジネスパートナーである調達取引先様のご協力が欠かせません。

このたび、「グリーン調達ガイドライン」をより時代の要請に即した内容とし制定しました。調達取引先の皆様には、持続可能な社会構築に向けて、グリーン調達へのご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

TVS REGZA 株式会社

## 2. 環境基本方針

TVS REGZA 環境基本方針を次のとおり定めます。

TVS REGZA 株式会社は、映像製品等の開発設計・製造・販売、アナログ音響製品からデジタル映像機器・大型産業機器の製造委託及び修理、コールセンター業務、電力事業支援業務等のサービス事業を担う会社として、先進技術を用い、豊かな価値の創造と驚きと感動を提供する環境調和型製品・サービスをお届けします。また、「“かけがえのない地球環境“を、健全な状態で次世代に引き継いでいくことは、現存する人間の基本的責務」との認識に立って、豊かな価値の創造と地球との共生を図り、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会を目指した環境活動によって、持続可能な社会の実現に貢献します。

### 2. 1 環境経営の推進

- (1) 環境への取り組みを、経営の最重要課題の一つとして位置づけ、経済と調和させた環境活動を推進します。
- (2) 事業活動を行う全ての地域で環境経営を推進します。
- (3) 環境に関する法令、規制及び関連する条例及び当社が同意した業界などの協定、指針および自主基準などを遵守します。
- (4) 事業活動、製品・サービスに関わる環境側面について、生物多様性を含む環境への影響を評価し、環境負荷の低減、汚染の防止などに関する環境目的および目標を設定して、環境活動を推進します。
- (5) 適切な環境目的・目標の設定、活動レビュー、監査の実施により、環境経営の継続的な改善、レベルの向上を図ります。
- (6) 環境教育や環境活動への積極的な参画を通して、経営者、従業員の環境意識を高め、環境活動に全員で取り組みます。

### 2. 2 環境調和型製品・サービスの提供と事業活動での環境負荷低減

- (1) 地球資源の有限性を認識し、製品、事業プロセスの面から有効な利用、活用を促進する、積極的な環境施策を展開します。
- (2) ライフサイクルを通して環境に配慮した製品・サービスを提供するため、ライフサイクル中で使用時のエネルギー消費の多い製品における省エネや製品の特質に応じて省資源・リサイクル材活用・特定化学物質の削減などの環境配慮設計に積極的に取り組みます。
- (3) 地球温暖化の防止、資源の有効活用、化学物質の管理など、設計、調達、製造、流通、販売、廃棄などすべての事業プロセスで環境負荷低減に取り組みます。

### 2. 3 地球内企業として

- (1) 優れた環境技術や製品の開発と提供、および地域・社会との協調連帯により、環境経

営を通じて、社会に貢献します。

- (2) ステークホルダーとの相互理解の促進のために、積極的な情報開示とコミュニケーションを行います。

### 3. 本ガイドラインの趣旨

TVS REGZA 株式会社では、環境基本方針を定め、すべての事業プロセス・すべての製品において、“豊かな価値の創造”と“地球との共生”を一体とした環境配慮に取り組んでいます。その一つの取り組みとして、ライフサイクルを通して環境負荷の低減に寄与する環境調和型製品・サービスの提供を推進しています。このためには、グリーン調達に欠かせません。

本ガイドラインは、グリーン調達に関する TVS REGZA 株式会社の基本的な考え方であるグリーン調達基準を示し、合わせて、納入して頂く部品、材料、ユニット、製品、副資材等（以下、納入品）について、調達取引先様にお願いする具体的内容について示しています。

TVS REGZA 株式会社は、本ガイドラインに記載したグリーン調達基準に基づく調達活動を通して、調達取引先様とともに地球環境保全活動に取り組んでまいります。

### 4. TVS REGZA 株式会社のグリーン調達基準

TVS REGZA 株式会社においてグリーン調達とは、積極的に環境保全を推進している調達取引先様から、環境負荷の小さい製品・部品・材料等を調達することと考えています。そのために、以下のようなグリーン調達基準を定め、グリーン調達を推進しています。

#### 4. 1 環境管理システム(EMS)の構築

TVS REGZA 株式会社では、全社で環境経営の推進に取り組んでいます。その一環として青森事業所では環境管理システムを運用・構築し、ISO14001 認証を取得しています。また、調達にあたっては、EMS等の構築をはじめとする環境活動への積極的な取り組みを実施されている調達取引先様を優先します。

#### 4. 2 TVS REGZA株式会社 環境関連物質リスト

TVS REGZA 株式会社では、「TVS REGZA 株式会社 環境関連物質リスト」を定め、以下の通

り、「ランクA：禁止物質（群）」と「ランクB：管理物質（群）」の2つのカテゴリーに分けて、調達品の含有化学物質を管理します。

区分	判断基準	該当物質（群）
ランクA（禁止物質（群））	TVS REGZA株式会社において、調達品（包装材含む）への含有を禁止する物質（群）。国内外の法規制で製品（包装材含む）への使用が禁止または制限されている物質（群）。赤りんは、PL事故に発展しうる可能性があるとして使用禁止。	別表1
ランクB（管理物質（群））	使用実態を把握し、削減・代替化等の環境負荷低減に努める物質（群）、またはクローズドシステムで回収・無害化を図り環境への影響を抑制する物質（群）。	別表3

## 5. 調達取引先様へのお願い事項

TVS REGZA 株式会社では、グリーン調達を推進するために、ビジネスパートナーである調達取引先様に「調達取引先様での環境保全の推進」、「環境負荷の小さい製品・部品・材料等のご供給」、「調達品の環境品質確保のための契約の締結」ならびに「各種調査へのご協力」をお願いしています。調達取引先様には、これらのおお願い事項や調査の趣旨をご理解いただき、ご協力賜りますよう、宜しくお願ひします。

### 5. 1 調達取引先様での環境保全の推進

調達取引先様に積極的な環境保全への取り組み（環境方針策定・システム整備・教育実施・生物多様性への配慮等）をお願いします。

また、調達品等を輸送する際に、低燃費・低公害車による納入や納入品に応じた適切な自動車を使用するなど、調達に伴い発生する環境負荷についても、可能な限り低減を図るようお願いいたします。

### 5. 2 環境負荷の小さい製品・部品・材料等のご供給

調達取引先様納入品については、製品含有化学物質の管理として以下の徹底をお願いします。

- (1) 製品含有化学物質管理体制の構築
- (2) 有害化学物質の削減等、環境負荷の小さい部品・材料等の調達（グリーン調達）の実施
- (3) 環境関連物質使用状況調査へのご回答

### 5. 3 調達品の環境品質確保のための契約の締結

調達品の環境品質確保のため、調達取引の際に「品質保証協定書」の締結をお願いしています。また、必要に応じて「特定有害物質の使用制限に関する合意書」等の提出をお願いする場合があります。

## 5. 4 各種調査へのご協力

### 5. 4. 1 調達取引先様の環境保全活動の調査

環境保全活動に積極的に取り組んでいる調達取引先様とのパートナーシップを強化するため、調達取引先様の環境保全に対する活動状況を調査します。お願いする調査は、主に以下の項目です。

<調査項目>

- (1) ISO14001外部認証取得状況
- (2) グリーン調達活動実施状況
- (3) 環境保全活動状況
  - ・環境方針について
  - ・組織・計画について
  - ・事業の環境側面・システムについて
  - ・情報公開・教育について
- (4) その他

### 5. 4. 2 調達取引先様の化学物質管理体制に関する調査

製品含有化学物質の管理体制を構築・維持いただくため、調達取引先様の化学物質管理体制を調査します。

### 5. 4. 3 調達品の含有化学物質（群）に関する調査

新規調達品の設定および既存調達品の代替要否等の判断にあたり、化学物質（群）の含有状況を調査します。お願いする調査は、主に以下の項目です。

<調査項目>

- (1) 「環境関連物質使用／不使用宣言書」による禁止物質の不含有確認
- (2) 分析評価結果の調査
- (3) その他、上記お願い事項の確実化のために必要な調査

また、納入品の種類や必要性に応じて、個別にお願いする調査内容は主に以下の項目です。

- (4) 欧州REACH規則(化学物質規則の一つ)の認可対象候補となる高懸念物質(SVHC : \*1)の含有有無および含有量調査 (chemSHERPA (\*2)、他)

\*1 : 高懸念物質(SVHC: Substance of very high concern)とは、欧州REACH規則第57条の基準に該当し、かつ第59条の手続きにより、認可対象候補物質として選定された物質です。

\*2 : chemSHRPAとは、経済産業省の主導で開発した製品含有化学物質情報を伝達

するための基本的なスキームです。



別表1 ランクA：禁止物質（群）

番号	物質（群）名	納入品において 禁止する時期	禁止する含有濃度の閾値
A01	アスベスト類	既に禁止	意図的添加の禁止
A02	一部のアゾ染料・アゾ顔料（特定アミンを形成するものに限る）	既に禁止	意図的添加の禁止
A03	カドミウム及びその化合物	既に禁止	意図的添加の禁止かつ 100 ppm（*1、*2、*5）
A04	六価クロム化合物	既に禁止	意図的添加の禁止かつ 1000 ppm（*1、*2）
A05	鉛及びその化合物	既に禁止	意図的添加の禁止かつ 1000 ppm（*1、*2）
A06	水銀及びその化合物	既に禁止	意図的添加の禁止かつ 1000 ppm（*1、*2、*5）
A07	オゾン層破壊物質（例：CFC類、HCFC類、HBC類、四塩化炭素等）	既に禁止	意図的添加の禁止
A08	ポリ臭化ビフェニル類（略称：PBB類）	既に禁止	意図的添加の禁止かつ 1000 ppm（*1）
A09	ポリ臭化ジフェニルエーテル類（略称：PBDE類）	既に禁止	意図的添加の禁止かつ 1000 ppm（*1）
A10	ポリ塩化ビフェニル類（略称：PCB類）	既に禁止	意図的添加の禁止
A11	ポリ塩化ナフタレン（塩素数が3以上のものに限る）	既に禁止	意図的添加の禁止
A12	放射性物質	既に禁止	意図的添加の禁止
A13	一部（炭素鎖長10～13）の短鎖型塩化パラフィン	既に禁止	意図的添加の禁止
A14	トリブチルスズ（略称：TBT）、トリフェニルスズ（略称：TPT）	既に禁止	意図的添加の禁止
A15	ビス（トリブチルスズ）＝オキシド（略称：TBT-O）	既に禁止	意図的添加の禁止

番号	物質（群）名	納入品において 禁止する時期	禁止する含有濃度の閾値
A 1 6	4-アミノジフェニル及びその塩	既に禁止	意図的添加の禁止
A 1 7	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 4, 4a, 5, 8, 8a-ヘキサヒドロ-エキソ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン（別名：アルドリン）	既に禁止	意図的添加の禁止
A 1 8	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-エンド-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン（別名：エンドリン）	既に禁止	意図的添加の禁止
A 1 9	黄りん（例：マッチの火薬に含有している場合がある）	既に禁止	意図的添加の禁止
A 2 0	1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 8-オクタクロロ-2, 3, 3a, 4, 7, 7a-ヘキサヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン、1, 4, 5, 6, 7, 8, 8-ヘプタクロロ-3a, 4, 7, 7a-テトラヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン及びこれらの類縁化合物の混合物（別名：クロルデン又はヘプタクロル）	既に禁止	意図的添加の禁止
A 2 1	N, N'-ジトリル-パラ-フェニレンジアミン、N-トリル-N'-キシリル-パラ-フェニレンジアミン又はN, N'-ジキシリル-パラ-フェニレンジアミン	既に禁止	意図的添加の禁止
A 2 2	ダイオキシン類	既に禁止	意図的添加の禁止
A 2 3	1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス（4-クロロフェニル）エタン（別名：DDT）	既に禁止	意図的添加の禁止
A 2 4	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-エキソ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン（別名：ディルドリン）	既に禁止	意図的添加の禁止
A 2 5	ポリクロロ-2, 2-ジメチル-3-メチリデンビシクロ [2. 2. 1] ヘプタン（別名：トキサフェン）	既に禁止	意図的添加の禁止

番号	物質（群）名	納入品において 禁止する時期	禁止する含有濃度の閾値
A 2 6	2, 4, 6-トリターシャリーブチルフェノール	既に禁止	意図的添加の禁止
A 2 7	$\beta$ -ナフチルアミン及びその塩	既に禁止	意図的添加の禁止
A 2 8	4-ニトロジフェニル及びその塩	既に禁止	意図的添加の禁止
A 2 9	ビス（クロロメチル）エーテル	既に禁止	意図的添加の禁止
A 3 0	ヘキサクロロベンゼン	既に禁止	意図的添加の禁止
A 3 1	ベンジジン及びその塩	既に禁止	意図的添加の禁止
A 3 2	ベンゼン	既に禁止	意図的添加の禁止
A 3 3	2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ-tert-ブチルフェノール	既に禁止	意図的添加の禁止
A 3 4	ドデカクロロペンタシクロ[5.3.0.0(2,6).0(3,9).0(4,8)]デカン(別名:マイレックス)	既に禁止	意図的添加の禁止
A 3 5	2, 2, 2-トリクロロ-1, 1-ビス(4-クロロフェニル)エタノール(別名:ケルセン又はジコホル)	既に禁止	意図的添加の禁止
A 3 6	ヘキサクロロブター-1, 3-ジエン(別名:六塩化ブタジエン)	既に禁止	意図的添加の禁止
A 3 7	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名:PFOS)又はその塩	既に禁止	意図的添加の禁止
A 3 8	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホニル)=フルオリド(別名:PFOSF)	既に禁止	意図的添加の禁止
A 3 9	ポリ塩化ターフェニル(略称:PCT類)	既に禁止	意図的添加の禁止
A 4 0	三置換有機スズ化合物(A 1 4, A 1 5を除く)	既に禁止	意図的添加の禁止かつ 1000 ppm(*3)
A 4 1	フマル酸ジメチル(略称:DMF)	既に禁止	意図的添加の禁止
A 4 2	ペンタクロロベンゼン	既に禁止	意図的添加の禁止
A 4 3	r-1, c-2, t-3, c-4, t-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン(別名: $\alpha$ -ヘキサクロロシクロヘキサン)	既に禁止	意図的添加の禁止

番号	物質（群）名	納入品において 禁止する時期	禁止する含有濃度の閾値
A 4 4	r-1, t-2, c-3, t-4, c-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン（別名：β-ヘキサクロロシクロヘキサン）	既に禁止	意図的添加の禁止
A 4 5	r-1, c-2, t-3, c-4, c-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン（別名：γ-ヘキサクロロシクロヘキサン又はリンデン）	既に禁止	意図的添加の禁止
A 4 6	デカクロロペンタシクロ [5. 3. 0. 0 <sup>2, 6</sup> . 0 <sup>3, 9</sup> . 0 <sup>4, 8</sup> ] デカン-5-オン（別名：クロルデコン）	既に禁止	意図的添加の禁止
A 4 7	ジオクチルスズ化合物（略称：DOT）	既に禁止	意図的添加の禁止かつ 1000 ppm（* 3、* 4）
A 4 8	ジブチルスズ化合物（略称：DBT）	既に禁止	意図的添加の禁止かつ 1000 ppm（* 3、* 4）
A 4 9	6, 7, 8, 9, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 5, 5a, 6, 9, 9a-ヘキサヒドロ-6, 9-メタノ-2, 4, 3-ベンゾジオキサチエピン=3-オキシド（別名：エンドスルファン又はベンゾエピン）	既に禁止	意図的添加の禁止
A 5 0	ヘキサブromoシクロドデカン（略称：HBCD）	既に禁止	意図的添加の禁止
A 5 1	一部の多環芳香族炭化水素類（PAH）	既に禁止	人体に触れる部分（* 6） かつ 1 ppm（* 4）
A 5 2	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) （略称：DEHP）	既に禁止	意図的添加の禁止 かつ 1000 ppm（* 1）
A 5 3	フタル酸ジブチル（略称：DBP）	既に禁止	意図的添加の禁止 かつ 1000 ppm（* 1）
A 5 4	フタル酸ブチルベンジル（略称：BBP）	既に禁止	意図的添加の禁止 かつ 1000 ppm（* 1）
A 5 5	フタル酸ジイソブチル（略称：DIBP）	既に禁止	意図的添加の禁止 かつ 1000 ppm（* 1）
A 5 6	赤りん（樹脂への含有）	既に禁止	意図的添加の禁止かつ 1000 ppm（* 1、* 7）

「意図的添加」とは、特定の特性、外観、または品質をもたらすために納入品の形成時に化

学物質を故意に使用することです。

(※1) 禁止する含有濃度の閾値は、意図的添加がなく、かつ不純物としての各物質の含有率という意味です。算出する場合の分母は各均質材料とします。ただし、欧州R o H S指令の適用除外が認められている使用可能用途（将来的に認められる使用可能用途を含む）に限り、含有禁止の除外とします。ただし電池に関しては、欧州R o H S指令の対象とはならず、欧州電池指令が優先されるため、(※5)に記載がある物質については、下記(※5)の含有率を優先します。

(※2) 包装材に関する要求： TVS REGZA 株式会社に入社する製品の出荷する際に使用する包装材、及び調達取引先様より納入される部品、材料、ユニット、製品の包装材（集合包装を含め納入されるすべての包装材）につき、別表1に示した物質に加えて、別表2に示す物質の含有のないこと。（ただし、納入専用の包装へのPVC含有は対象外とします）最大許容濃度が定められているものは、それを超える含有を禁止します。最大許容濃度が定められていないものは、意図した含有の禁止とします。（ただし、顧客要求のある場合は除きます。）

別表2 包装材への含有を禁止する物質

別表1、3 参照No.	物質名	規制対象	最大許容濃度(*1)(*2)
A03-06	鉛、カドミウム、水銀、六価クロム及びその化合物	包装材に含まれる鉛、カドミウム、水銀、六価クロムとその化合物の総量が最大許容濃度を超える含有	0.01wt% (100ppm)
B07	ポリ塩化ビニル (PVC)	包装材に含まれるポリ塩化ビニル (PVC)	- (意図した含有禁止)

(※3) 禁止する含有濃度の閾値は、意図的添加がなく、かつ不純物としての各物質の含有率という意味です。算出する場合の分子は金属スズ (S n) としての換算値、分母は各成型品あるいはその部品単位 (D B Tのみ混合物も含む) とします。

(※4) 欧州R E A C H規則付属書 XVII 記載の用途と物質群を対象とします。ただし、適用除外と期限が定められている使用可能用途に限り、含有禁止の除外とします。

(※5) 【販売が禁止される場合】

A06の水銀及びその化合物が0.0005wt%(5ppm)超のボタン電池以外の全ての電池、または2wt%(20000ppm)以下のボタン電池。ただし、ボタン電池については、個別に法令を確認し対応することとします。

A03のカドミウム及びその化合物が0.002wt%(20ppm)超の携帯型電池または蓄電池。

【表示が必要な電池】

A05の鉛及びその化合物が0.004wt%(40ppm)超の全ての電池。

A06の水銀及びその化合物が0.0005wt%(5ppm)超の上記販売が禁止される以外のボタ

ン電池に関しては、個別に法令を確認し表示することとします。

(※6)「人体に触れる部分」の適応範囲は通常または理に適って予見可能な使用条件の下で、ヒトの皮膚または口腔内に直接ならびに長時間または短時間で繰り返し接触するそのゴムまたはプラスチックの構成部品である。納入時の環境関連物質使用／不使用宣言書において、閾値を超えて含有する場合には、その部品での使用部位もしくは用途を記載することとします。

(※7)「赤りん」の混入で短絡を招く可能性の高い下記部品（直接電圧が印加されているりんが含有される樹脂部品）についてはパケットによる簡易分析にて下記検査基準を満足する事で代用できます。

<部品例>

- ①巻線部品(トランス、ラインフィルター、チョークコイル等)
- ②チューブ
- ③ACコードのハウジング
- ④新規採用のコネクター/ハウジング (外部出力端子、カードソケット)
- ⑤FFC
- ⑥赤りん含有部品から変更した部品

<検査基準>

試料量 0.2 g 以上、抽出液 3 mL、抽出温度 80℃、抽出時間 3 時間以上とした場合に、りん酸態りん濃度として 0.1 mg/L を許容値とします。許容値を超えた場合には Py-GC/MS による精密分析を実施願います。

別表3 ランクB：管理物質（群）

番号	物質（群）名
B01	アンチモン及びその化合物
B02	ヒ素及びその化合物
B03	ベリリウム及びその化合物
B04	臭素系難燃剤（PBB類（A08）及びPBDE類（A09）を除く）
B05	ニッケル及びその化合物（人体に触れる部分のみ）
B06	フタル酸エステル類（DEHP（A52）、DBP（A53）、BBP（A54）、DIBP（A55）及び（B12）で指定されたフタル酸エステル類を除く）
B07	ポリ塩化ビニル及びその化合物（略称：PVC）
B08	セレン及びその化合物
B09	パーフルオロカーボン（略称：PFC類）
B10	ハイドロフルオロカーボン（略称：HFC類）
B11	六フッ化硫黄
B12	欧州REACH規則のSVHC（認可対象候補物質）（※8）

(※8) 欧州REACH規則第59条の手続きにより、選定された認可対象候補物質。分母は納入品の総質量あるいは部品・材料ごととします。

改訂記録表

制定：2016年11月15日

版数	制改訂年月日	改訂理由及び内容
1	2016. 11. 15	新規発行
1. 1	2017. 3. 16	環境・知財担当の住所変更
1. 2	2017. 12. 1	別表1番号A52～A56の禁止時期を 「2017年1月1日より禁止」を 「既に禁止」へ修正
1. 3	2018. 9. 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東芝グループ離脱及び組織変更に伴う修正</li> <li>・ 川崎本社の住所変更</li> <li>・ 製品含有化学物質の情報伝達に関して、AIS廃止に伴い chemSHERPA に変更</li> </ul>
1. 4	2021. 1. 1	・ 会社名、組織名、住所変更



## TVS REGZA 株式会社

川崎本社

〒212-0058 神奈川県川崎市幸区鹿島田 1 丁目 1 番 2 号

財務経営管理部 S C M担当

〒212-0058 神奈川県川崎市幸区鹿島田 1 丁目 1 番 2 号

R & Dセンター R D企画管理担当

〒206-0024 東京都多摩市諏訪 2 丁目 5 番地 1 号  
多摩永山情報教育センター 研究棟

青森事業所 三沢工場

〒033-0036 青森県三沢市南町 3-31-2776

青森事業所 五所川原工場

〒037-0003 青森県五所川原市大字吹畑皆瀬 19